様式第21（第69条関係）

表　面

第　　号

電気事業法第107条の規定による立入検査証

職　名

氏　名

年　月　日生

年　月　日発行

発行者　　印

押出スタンプ

写真

裏　面

電気事業法抜すい

第107条　主務大臣は、第39条、第40条、第47条、第49条から第52条まで、第54条及び第55条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力発電工作物を設置する者、燃料体の加工をする者又はボイラー等若しくは格納容器等（原子力発電工作物に係るものに限る。）の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、原子力発電工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第117条の2　次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三　第50条の2第3項、第52条第3項、第54条第1項若しくは第55条第4項（原子力発電工作物に係る場合に限る。）又は第107条第1項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第120条の2　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

二　第107条第6項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

別表第1（第10条、第11条、第13条、第14条関係）

工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
発電所	原子力発電所の設置	
一　設置の工事	原子力発電所の発電設備の設置	
二　変更の工事		
（一）　発電設備の設置		
（二）　発電設備の設置の工事以外の変更の工事であって、次の設備に係るもの		
1　原動力設備		
(1)　原子力設備		
イ　原子炉本体	1　沸騰水型原子力発電設備に係るものの改造であって、次に掲げるもの	1　沸騰水型原子力発電設備に係るものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、原子炉圧力容器内部構造物に係るもの
	(1)　炉型式、定格熱出力、過剰反応度、反応度係数又は減速材の変更を伴うもの	
	(2)　炉心に係るもの	2　沸騰水型原子力発電設備に係るものの修理であって、次に掲げるもの
	(3)　反射材	(1)　原子炉圧力容器本体（監視試験片を除く。）又は原子炉圧力容器付属構造物（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）に係るものの取替え
	(4)　原子炉圧力容器本体（監視試験片を除く。）	
	(5)　原子炉圧力容器支持構造物に係るもの	
	(6)　原子炉圧力容器付属構造物に係るもの	(2)　炉心（炉心支持構造物に限る。）、原子炉圧力容器本体（監視試験片を除く。）、原子炉圧力容器支持構造物、原子炉圧力容器付属構造物又は原子炉圧力容器内部構造物（スパージャ若しくは内部配管又は中性子束計測案内管に限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの
	(7)　原子炉圧力容器内部構造物（スパージャ若しくは内部配管又は中性子束計測案内管に限る。）に係るもの	3　加圧水型原子力発電設備に係るものの改造であって、熱遮へい材に係るもの
	2　加圧水型原子力発電設備に係るものの改造であって、次に掲げるもの	4　加圧水型原子力発電設備に係るものの修理であって、次に掲げるもの
	(1)　炉型式、定格熱出力、過剰反応度、反応度係数又は減速材の変更を伴うもの	(1)　原子炉容器本体（監視試験片を除く。）又は原子炉容器付属構造物に係るものの取替え
	(2)　炉心に係るもの	(2)　炉心（炉心支持構造物に限る。）、反射材、原子炉容器本体（監視試験片を除
	(3)　反射材	
	(4)　原子炉容器本体（監視試験片を除く。）	
	(5)　原子炉容器支持構造物に係るもの	
	(6)　原子炉容器付属構造物に係るもの	
	(7)　原子炉容器内部構造物に係るもの	